

◎ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）
 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律案新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、 第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十 七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十 四条、第三十四条関係）	登記、登録、特許、免許、 許可、認可、認定、指定又 は技能証明の事項	登記、登録、特許、免許、 許可、認可、認定、指定又 は技能証明の事項	別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、 第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十 七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十 四条、第三十四条関係）
	課税標準	課税標準	
	税率	税率	
一〇百五十六（略）	一〇百五十六（略）	一〇百五十六（略）	一〇百五十六（略）
百五十六の二 使用済小型電子機器等の再資源 化事業計画の認定	使用済小型電子機器 等の再資源化の促進に 関する法律（平成二十 四年法律第 号） 第十条第三項（再資源 化事業計画の認定）の 規定による再資源化事	使用済小型電子機器 等の再資源化の促進に 関する法律（平成二十 四年法律第 号） 第十条第三項（再資源 化事業計画の認定）の 規定による再資源化事	使用済小型電子機器 等の再資源化の促進に 関する法律（平成二十 四年法律第 号） 第十条第三項（再資源 化事業計画の認定）の 規定による再資源化事
認定件数	一件に つき十 五万円	認定件数	一件に つき十 五万円

<p>業計画の認定 使用済小型電子機器 等の再資源化の促進に 関する法律第十一条第 一項（再資源化事業計 画の変更等）の規定に よる再資源化事業計画 の変更の認定</p>	<p>イ 使用済小型電子機 器等の再資源化の促 進に関する法律第十 条第二項第四号の使 用済小型電子機器等 の収集を行うおとす る区域の増加に係る 再資源化事業計画の 変更の認定で財務省 令で定めるもの</p>	<p>ロ 使用済小型電子機 器等の再資源化の促 進に関する法律第十 条第二項第六号の使 用済小型電子機器等 の収集、運搬若しくは 処分を行う者又は 業務の種別（その者 が行う収集、運搬又 は処分の別をいう。</p>
<p>認定件数</p>	<p>認定件数</p>	<p>一件に つき三 万円</p>

<p>百五十七～百六十 (略)</p>	<p>の増加に係る再資 源化事業計画の変更 の認定</p>	
<p>百五十七～百六十 (略)</p>		